

津市立南が丘小学校PTA細則

第1章 総則

第1条 (適用)

本細則は南が丘小学校PTA会則について適用する。

第2章 役員等の定員・任期

第2条 (役員等の定員)

- 1 役員等の定員は、別表1のとおりとする。
- 2 委員の定員は、別表2のとおりとする。

第3条 (役員等の選出辞退の申し出)

事情により役員等の選出辞退を希望する会員は、選出選挙ごとに選挙管理委員会から配布される、辞退申請書に辞退理由を記入して提出し、選挙管理委員会の承認を得なければならない。

第4条 (役員等の兼務の禁止)

本会役員等の職にある者は、別表3に掲げる他団体の役職を兼ねることは出来ない。ただし、立候補による兼務は妨げない。

第5条 (役員等の任期)

次の各項に該当する場合は、会則第10条各項の規定は適用しない。

- 1 転居を伴う等の理由により、本会の会員でなくなったとき。
- 2 心身の故障や他事故等により3箇月以上その職務を離れる理由が存在し、役員等が所属する役員会、学級・専門・地区・選挙管理委員会の承認を得たとき。
- 3 本会の役員等に選出された者が、所属する役員会、学級・専門・地区・選挙管理委員会の活動に対する参加と協力の意思が明確でない場合、所属する役員会、学級・専門・地区・選挙管理委員会で解任相当と判断され、運営委員会において解任が承認された場合。
- 4 本会の活動及び本校の活動に影響を与え、または、本校の信用を失墜させるおそれがある場合で、役員会または委員が所属する学級・専門・地区・選挙管理委員会において解任相当と判断され、運営委員会において解任された場合。
- 5 会則及び前各項の規定により補欠候補者が役員等に選出され、任務を交替することとなった場合は、その役員等の任期のうち、おおむね3分の1以上の任期をもって経験したものとみなす。ただし、選挙管理委員については2年間の任期の内、おおむね3分の2以上の任期をもって役員相当職を、おおむね3分の1以上の任期をもって、役員相当職を除く役員等を経験したものとみなす。
- 6 役員等が、前3項や4項などに基づいてその職を解任された場合は、就任していた期間に関係なく役員等を経験していないものとする。

第3章 役員等の任務

第6条 (役員等の任務)

- 1 会長の任務
 - ① 選挙管理委員会の求めに応じ役員等の辞退可否の決定
 - ② 本校に関係する外部団体の委員の兼務
- 2 統括副会長の主な任務
 - ① 委員担当副会長の統括と事業の調整
 - ② 役員会の活動に必要な助言の提供
 - ③ 本校に関係する外部団体の委員の兼務
- 3 副会長の主な任務
 - ① PTA役員主催事業の事務局
 - ② 津P連や小学校部会への担当者の派遣
 - ③ 役員会が主催する各種会議の会場予約、会場案内、事項書、資料等の準備
 - ④ 役員会通信発行の統括
 - ⑤ 役員会、各委員会、部会の行事、活動等の統括
 - ⑥ 学校行事の情報の把握
 - ⑦ 各委員会、部会における副委員長、副部長の兼務
 - ⑧ 本校に関係する外部団体の委員の兼務
- 4 書記の主な任務
 - ① 合同委員会、運営委員会、役員会の議事録の作成、保管
 - ② 役員会の活動内容の記録、保管
 - ③ 各委員会、部会書記担当者の文書事務の相談、指導
 - ④ 役員会通信の発行

- ⑤ 津P連関係書類の保管
- ⑥ 役員会の諸綴りの整理、保管
- ⑦ 本校に関係する外部団体の委員の兼務

5 会計の主な任務

- ① P T A全体の予算管理の担当
- ② 会長からの委託を受けた現預金の管理
- ③ 各委員会、部会会計担当者の会計事務の相談、指導
- ④ 役員等からの請求に基づいた支払い
- ⑤ 年度末における各委員会、部会の金銭出納簿の整理、保管
- ⑥ 総会資料（会計報告書）の作成
- ⑦ 本校に関係する外部団体の委員の兼務

第7条 （顧問）

- 1 顧問は、学校長または役員会の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 顧問の任期は、会長を除く役員等に準じる。

第4章 委員の任務

第8条 （部会）

- 1 次の専門部会を置く。
 - ① 広報部
 - ② 文化体育研修部
 - ③ 交通安全生活指導部
 - ④ ふれあいまつり部
- 2 本校に関係する外部団体の委員を兼務する。

第9条 （委員長・部長の主な任務）

- ① それぞれの委員会・部会の代表
- ② 委員会・部会の統括、渉外の担当
- ③ 委員会・部会の招集
- ④ 役員会との連絡・調整
- ⑤ **本校に関係する外部団体の委員の兼務（←R7.7/14～合同委員会によって追加）**

第10条 （副委員長・副部長の主な任務）

- ① 委員長・部長の補佐、不在時におけるその職務の代行
- ② 委員会・部会の事務局の担当
- ③ 各会議の会場予約、会場案内、事項書、資料等の準備
- ④ 委員・部員への連絡

第11条 （書記の主な任務）

- ① 委員会・部会の文書管理
- ② 委員会・部会の会議内容の記録、保管
- ③ 委員会・部会の活動内容の記録、保管
- ④ 本会に関係する諸団体の書類の保管

第12条 （会計の主な任務）

- ① 委員会・部会の会計事務
- ② 委員会・部会の予算管理
- ③ 委員会・部会の現金出納簿の管理、保管
- ④ 役員会が求めた場合及び年度末における、会計書類の本部役員会への提出

第13条 （津P連担当の主な任務）

- ① 本校を代表した津P連に対する参画
- ② 関係文書（案内状、事項書、資料他）の整理、保管
- ③ 委員会・部会への報告

第5章 役員会・委員会

第14条 （合同委員会）

- 合同委員会は、次のことを行う。
 - ① 総会に提出または採決すべき議案のこと。
 - ② 別表3の策定に関すること。

第15条 (運営委員会)

運営委員会は、次のことを行う。

- ① 総会・合同委員会に提出する議案に関すること。

第16条 (役員会)

役員会は、次のことを行う。

- ① 各委員会・部会の活動に対する援助及び協力・調整
- ② 通常総会、臨時総会、合同委員会、運営委員会の運営および提出議案の策定
- ③ 学校からの協力要請に対する対応と渉外事項の処理

第17条 (学級委員会)

学級委員会は、次のことを行う。

- ① 学級委員会は、特定のクラス活動及び学年活動（以下「クラス活動等」という。）を実施する場合においては、学級委員及び当該学年連絡係を中心にクラス活動等を協働して実施するものとする。
- ② 学年活動を**実施する場合**、実施内容については、担当T会員の助言に基づき策定するものとする。（↑R7.7/14～合同委員会によって改正）
なお、複数学年で合同開催することや授業支援を学年活動とすることを妨げない。
- ③ 学級委員長は、学級委員会の要望・意見及び学年会または学級会において提案された要望・意見について運営委員会に提案する。

第18条 (学級委員)

- 1 学級委員は、学級・学年活動に対して、横断的に活動するものとする。
- 2 学年連絡係は、担当T会員とともに必要に応じて学年会を開くことができる。
- 3 学年連絡係及び担当T会員は、学年会の要望、意見等を学級委員会に提案する。
- 4 学級委員は、担当T会員とともに必要に応じて学級会を開くことができる。
なお、この場合、学年連絡係及び学級委員長に連絡することを要する。
- 5 学級委員及び担当T会員は、学級会の要望、意見等を学級委員会に提案する。

第19条 (部会の任務・活動)

専門部会の活動の詳細は、次のとおりとする。

- 1 広報部
 - ① P T A活動や学校行事に関する情報提供及び理解協力に対する会員への呼びかけ
 - ② 広報誌「南が丘」の発行、保管
 - ③ 広報部の活動に関する書類の整理、保管
- 2 文化体育研修部
 - ① 文化体育研修活動を通じた会員の親睦、交流の促進
 - ② P T A行事・活動・研修会などの企画、運営
 - ③ P T A同好会（クラブ）の支援及び育成
 - ④ 文化体育研修部の活動に関する書類の整理、保管
 - ⑤ 南が丘地域体育振興会担当委員の派遣
 - ⑥ その他、文化・体育・研修活動に関すること。
- 3 交通安全生活指導部
(交通安全父母の会・南が丘地区青少年健全育成委員会・津市中央指導委員会)
 - ① 地域における交通安全活動の企画・計画・運営
 - ② 交通安全ポスターコンクールの運営
 - ③ 交通安全生活指導部の活動に関する書類の整理、保管
 - ④ 南が丘地域青少年健全育成委員会、津市中央指導委員会としての巡回・声かけ・指導
 - ⑤ その他、交通安全、生活指導に関すること。
- 4 ふれあいまつり部
 - ① ふれあいまつりに関する活動とそのとりまとめ
 - ② ふれあいまつりにおけるT会員の補助及び関係団体との共働
 - ③ ふれあいまつり部の活動に関する書類の整理、保管
 - ④ ふれあいまつり実行委員会に対する担当委員の派遣
 - ⑤ ふれあいまつりに関する本会の会計事務
 - ⑥ その他、ふれあいまつりに関すること。

第 20 条 (選挙管理委員会)

- 1 選挙管理委員会の活動の詳細は、次のとおりとする。
 - ① 役員等の選出に関する事務
 - ② 選挙規定に基づく活動
 - ③ 年度ごとに別表 1 及び別表 2 の定数を策定
 - ④ 選挙規定第 8 条に規定する学級委員の兼務方法を年度ごとに調整
 - ⑤ 会員の役員経験の記録・管理及び選出免除者に対する審査・承認
- 2 選挙管理委員会は、次の各号に該当する場合には、選挙管理委員を立会わせなければならない。
 - ① 選挙規定に基づき、役員等を選出する選挙を行うとき
 - ② 運営委員会において、会則第 18 条の第 1 項および第 2 項の規定に基づく審議を行うとき
 - ③ 細則第 5 条の各項に規定する審議を行う場合で、役員等から立会いを求められたとき
- 3 選挙管理委員会は、選挙結果を速やかに会員に開示するものとする。
- 4 選挙管理委員会は、期日を定めて公示した会長選出選挙について、会長候補者が決定するまでに、立候補等により立候補者があった場合は、速やかに P T A 選挙規定に基づく手続きを行わなければならない。
- 5 選挙管理委員長は、独立して選挙管理委員会を招集することができる。

第 21 条 (地区委員会)

- 地区委員会の活動の詳細は、次のとおりとする。
- ① 地区委員は、南が丘学校協働委員会とともに活動を行う。
 - ② 地区委員長及び副委員長は運営委員会の委員となり、地区委員会の要望、意見等を運営委員会に提案する。
 - ③ 地区委員は、地区に関する活動を行う。

第 22 条 (会議開会の請求)

- 1 会則第 13 条第 2 項第 2 号に規定する臨時総会開催の請求は、会員の児童が在籍する学級担任を経て申し出るものとする。
なお、会員の児童が複数の場合、最高学年の児童の学級担任に申し出るものとする。
- 2 会則第 15 条第 2 項に規定する合同委員会の開催請求は、それぞれの委員長または副委員長を経て、役員に申し出るものとする。
なお、委員長、副委員長は請求者の数を取りまとめるものとする。

第 23 条 この細則に定めのない規定は、運営委員会または役員会において協議する。

付 則

本細則は、平成 18 年 12 月 18 日から施行する。

- 平成 19 年 11 月 15 日 一部改正
- 平成 26 年 12 月 21 日 全部改正
- 平成 27 年 12 月 19 日 一部改正
- 平成 30 年 3 月 24 日 一部改正
- 平成 31 年 3 月 22 日 一部改正
- 令和 2 年 3 月 06 日 一部改正
- 令和 2 年 11 月 25 日 一部改正
- 令和 3 年 3 月 12 日 一部改正
- 令和 5 年 1 月 19 日 一部改正
- 令和 7 年 7 月 14 日 一部改正
(第 9 条⑤ / 第 17 条②)